

## 能代市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議設置要綱

### (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定並びに実効性ある施策の推進を図るため、専門的見地から意見を聴取するとともに、幅広い意見を反映するため、能代市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 戦略会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定に係る検討に関すること。
- (2) 総合戦略の施策推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、戦略会議の目的を達成するために必要な事案に関すること。

### (組織)

第3条 戦略会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者、業界団体及びまちづくり活動を行う団体等の代表者等のうちから、市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 戦略会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、戦略会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 戦略会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (費用弁償)

第7条 委員が会議に出席したときは、費用弁償として、能代市職員等の旅費に関する条例（平成18年能代市条例第38号）に規定する7級に相当する額を支給する。

前条第2項の委員以外の者が出席したときも同様とする。

### (庶務)

第8条 戦略会議の庶務は、企画部総合政策課において処理する。

### (その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成27年5月20日から施行する。

# 能代市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議委員

(期間：令和元年11月1日まで)

No.	団体名等	役職	委員名	
1	あきた白神農業協同組合	代表理事組合長	佐藤謙悦	
2	白神森林組合	代表理事組合長	金野忠徳	
3	能代木材産業連合会	会長	工藤隆夫	
4	能代商工会議所	会頭	広幡信悦	
5	二ツ井町商工会	会長	菊池豊	
6	能代観光協会	会長	広幡信悦	(兼任)
7	二ツ井町観光協会	会長	成田正文	
8	秋田県立大学木材高度加工研究所	教授	山内繁◎	
9	能代地区高校校長会	会長	京久夫	
10	能代公共職業安定所	所長	古宇田稔夫	
11	秋田県山本地域振興局	局長	小坂純治	
12	秋田銀行 能代支店	支店長	高橋徳之	
13	北都銀行 能代支店	支店長	鈴木泰樹	
14	連合秋田能代地域協議会	議長	安田真人	
15	能代市総合計画市民協働会議	委員長	山内繁	(兼任)
16	能代青年会議所	理事長	柴田正貴	
17	能代市私立幼稚園PTA連合会	会長	甲谷圭司	
18	能代市自治会連合協議会	会長	能登祐子○	(新任)
19	二ツ井地区区長連絡協議会	会長	伊藤誠	
20	能代市連合婦人会	会長	田村久子	(新任)
21	東北電力能代電力センター	所長	大信田隆一	
22	能代郵便局	局長	大沼優人	

※◎委員長、○副委員長